

令和6年第21回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年11月8日（金）

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	教育長	三 浦 康 彰
	同	委 員	森 山 瑞 江
	同	委 員	仲 山 英 之
	同	委 員	岡 田 行 雄
	同	委 員	小 林 三 保

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

① その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時25分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	枝 村 聡
同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	佐 藤 勝 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	小 原 敦 子
こども家庭部長	関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長	脇 太 郎
同 こども施策企画課長	河 野 一 真
同 保育課長	岡 村 大 輔

同	保育計画調整課長	山	口	裕	介
同	青少年課長	小	島	芳	一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
同	在宅育児支援担当課長	長	岡		毅

教育長

それでは、ただいまから、令和6年第21回教育委員会定例会を開催する。
それでは、案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、協議2件である。

(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

協議案件の(2)令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、
この協議案件については、本日資料が提出されている。
それでは、この点についてご説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

こちらの点検・評価表の見方についてご説明をいただいた。基本的には、大綱に沿った形で重点施策、それから主な取組という構成になっている。それぞれの重点施策、主な取組のところの項目や目標については、基本的には例年変わらないような形。毎年変わってくるのは、事業成果、今後の取組、それから、昨年いただいたご意見と、それに対する区の今後の取組の方向性の部分についてである。
何かご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

確認なのだが、今回の点検は、令和5年度のものに対する点検・評価でよろしいだろうか。

教育総務課長

令和5年度の実績を捉えていただいて、評価をしていただくというものである。

仲山委員

各項目の後半のほうに、昨年度の点検・評価における意見があって、それに対して現在取り組んでいることと。そうすると、現在取り組んでいることは令和5年度の評価の対象にはしなくていいということだろうか。

教育総務課長

評価という部分に関しては、繰り返しであるが、令和5年度の実績がどうだったのかというところが主体となる部分である。ただ、私ども、当然のことながら現在もそれぞれの施策、事業を進めているので、例えば、現在の取組の内容であったり、方向性に関して、より一層取組が必要だとか、このような視点も必要なのではないかとい

うようなところに関しては、ぜひ特記事項などの部分も活用しながら触れていただければありがたいと存じる。

仲山委員

では、あくまで評価に関しては、現在すばらしいことはやっているが、令和5年度はそれはやってなかったとすれば、令和5年度の状況で評価をして構わないということだろうか。

教育総務課長

そういったご理解で進めていただきたい。

仲山委員

それでは、まず1ページ目。項目1の幼児教育の充実というところで、その事業成果に、区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援したということだが、この区独自の補助というのは具体的にはどういう補助だろうか。

学務課長

私立幼稚園が安定した経営を行っていきけるために補助を行っている。例えば、園の経営に役立てていただくために、園児の数に応じた補助金をお支払いしたり、障害児の受入に当たっては、人を雇わなくてはいけないので、そうしたところの人件費の補助、運営面、ソフト面、ハード面で共に行っている。また、昨年度ではないが、今年度については、例えば、園児たちの安全を守るために熱中症に対する補助を行っている。具体的には、13種類程度の補助金を私立園にお支払いしているというような状況である。

仲山委員

その補助というのは、私立幼稚園側にとしてみると、運営上、相当役立っているという状況だろうか。

学務課長

基本的には、私立園だから、園児の保護者から頂く保育料とか、そういったところで運営をしていく部分ではあるが、どうしてもその施設の充実とか教育内容の充実、そうしたところに充てるためには、やはり一定程度の補助が必要である。私立幼稚園のほうからは、こうした補助があるというのはありがたいというようにお話を伺っている。

岡田委員

今の仲山委員の1-①の幼児教育のことにに関して、私も質問させていただきたいが、2ページのところで、項目2の幼保小連携の推進というのがある。そこで「幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ」という文章があり、2行目に接続期に

おける様々な課題という文言があるが、様々な課題というのを具体的に教えていただければありがたい。やはり幼児教育というのは非常に大事だというのは、もうこれは改めて申し上げるまでもないが、小学校との接続という観点で、指導上困難な課題もあるとも聞いているので、どのような課題に対応しているのかという、そういうことを知りたいと思った。

教育施策課長

課題ということであるが、大きなものとしては、やはり幼稚園、保育園での生活のリズムと、小学校に上がってからの規則正しい授業を行う、もしくは生活をするといったことの差というものが非常に大きいというところがある。まさに違いというか差を埋めるために、円滑に接続をするということから、幼稚園・保育園での小学校を見据えた取組、もしくは小学校についても、その接続を踏まえた小学校1年生の教育というものを意識していただくために、私どもこういった形で取組を進めている。

岡田委員

具体的にどんな課題があるかというのを教えていただきたい。

教育施策課長

よく言われるのが、今申し上げた生活環境の変化、段差があることに関する戸惑いとか不安、それに伴う登校渋りというような状況が見受けられるということがある。こういったことを極力なくしていくということから、円滑な進級、そういったものを目指す取組を進めている。

岡田委員

そういった様々な課題があるかと思うが、小学校に入学したときの子供たちの様子から見て、ますます、課題を解決するための連携という観点がとても大事かと思うので、継続してぜひ取り組んでいただければありがたい。よろしくお願いします。

森山委員

2ページの項目3の小中一貫教育の推進についてである。すごく基本的なことなのだが、目指す15歳の姿というのは、学校ごとに目指す15歳の姿というのを設定しているのだと思うが、どういう方々が設定しているのかということと、発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行うということが目標だと書いてあるが、下の今後の取組で、2行目、実践・検証し、改善を図るということがある。例えば、これまでどういうことが問題で、どういう改善を図ってきたのか、また、この小中一貫教育の成果というものについて、簡単でもいいので教えてほしい。

教育指導課長

大泉桜学園は小中一貫教育校としてあるので、そのほかに中学校が32校ある。その中学校区を中心とした、小中学校のグループが32ある。それぞれのグループの中

で、年に2回、校区别協議会というものを開いて、小学校・中学校の関係の先生方が協議をする時間がある。その中で、互いに、小学校の授業を見たり、中学校の授業を見たり、そういう機会がある。そして、学習指導、生活指導、進路指導等、様々な学校が抱えている課題などを共有しながら、加えて、その協議会の中で、各グループが目指す15歳の姿というのをそれぞれ設定してきたということである。

既に昨年度までに、各グループが目指す15歳の姿というのを設定している。例えば、三原台中学校グループ、これは三原台中学校、光和小学校、泉新小学校、橋戸小学校、この4校がグループになっているが、目指す15歳の姿としては、よく考え、進んで学ぶ児童・生徒、心身を鍛え、たくましく生きる児童・生徒、思いやりを持ち、他と共に生きる児童・生徒というような目当てを立てながら、具体的な取組のプログラムとしては、このグループは、情報活用能力や技能を一貫して高めていくことを一つ、終始柱として設定している。

ほかにも、練馬中学校グループであればコミュニケーション能力ということとか、北町中学校であればキャリア教育といったような、それぞれのグループで、柱立てを特徴付けて立てているところである。

取組の中で、小学校1年生から中学校3年生までにどういった内容を進めていくのかということや9年間通してやるということを目指している。毎年その取組について、成果とか課題等を確かめながら進めていくというのが小中一貫教育の取組ということである。また、2月には、その優れた取組等をしているところから、幾つかこの発表をしていただくのが教育実践発表会といった場になっている。

仲山委員

3ページの項目4、人権教育・道徳教育の推進というところの事業成果の最後の2行のところ、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行ったということだが、具体的にはどういう見直しなのだろうか。

教育指導課長

これは、今年度だけではなくて毎年、各学校が実施をしているところであるが、道徳教育というのは道徳科の授業、週に1回程度行われるその授業を中心にしながら、全ての教育活動を通じて、道徳的な資質・能力を子供たちに高めていくということになる。

各学校の中で、道徳教育の推進を担当する者がいて、加えて、道徳教育の研修会などを開く。その中で、全校で様々な道徳に関する課題とか成果などを共有したり、または有識者の講義を聞きながら、道徳教育の今後の進め方について検討していくというようなことをしている。

この全体計画・年間指導計画というのは、毎年、年度の終わりに次年度に向けて、各学校で行うべき計画を改めて見直していく。特に、道徳の教科書等の変更等もある、学習指導要領の変更等の時期には、大きくその辺りも見直しを進めていくところになる。

仲山委員

この人権教育・道徳教育に関しては、先日、性犯罪防止の新たなプログラムが始まるということでも議論があったが、今後はそのプログラムに沿った見直し、計画をされていく予定だろうか。

教育指導課長

11月1日に、性暴力防止等に向けた教育研修等のプログラム作成委員会というものを新たに設置した。22名の委員を招いて、それぞれ幼稚園、小学校、中学校とそれぞれの発達段階に応じた学習プログラムを作成するというような活動、取組を進める。

性暴力の防止については、当然、子供たちが、自分を大切にする、友達を大切にするとか、マナーを守るとか、様々な決まり事や人権教育的な考え方が非常に大切なわけで、プログラムの中にはそういったところもあるし、また、道徳教育と関連するところも多くある。ただ、性暴力の防止の内容と道徳教育がそのまま、関連はしているが、同じ内容というところにはならないので、関連づけながらそれぞれの取組を進めていくということになる。

教育総務課長

今、教育指導課長から内容についてご案内したところである。私のほうからは、この点検・評価表の作りの観点からちょっと補足の説明をさせてほしい。7ページをお願いします。

7ページには、昨年度の点検・評価における主な意見、これは教育委員の皆様等からもいただいたところである。令和5年度に校長先生がというような事件があったので、昨年度点検・評価していただく中で、⑤番のところ、子供の性被害、盗撮などの事案が発生した云々と、教員が子供の人権を守ることをもっと強調しというようなご意見をいただいている。

それに対して、8ページである。8ページは、⑤番、区では、毎年5月を性暴力等防止強化月間としというような書き方に加えて、先般の令和6年10月に、有識者で構成される特別対策委員会から提言を受け、それを踏まえということで、現在進めている内容を記載している。このように、令和5年度の実際にやったものと、令和5年度に起きたり、令和5年度に課題を発見し、それに対して現在進めている現在進行形のところに関しては、ページを変えたところに記載させていただいている。

小林委員

5ページである。学校図書館を活用した学習についてお伺いしたいが、事業成果のところで、児童・生徒の豊かな言語能力を育成したというところを受けて、次の6ページの今後の取組のところで、教育的結果を上げられるようにとあるが、これは具体的に何か数値的な、目で確認できるような結果を見る方法はあるか。

教育指導課長

今後の取組の中で、教育的効果が上げられるといったところについては、例えば、読書率であるとか、また、各学校で調査している、1人当たりの読書の冊数、そういったもので、読書そのものに触れ合った時間、関わった時間などというのが一つの教育的効果になるのかと思っているが、今ここで申し上げている、この教育的効果というところは、学校図書館には今、学校図書館管理員という支援員を週に2回程度配置して、子供たちが学校図書館を広く、それから多様に活用できるようにやっている。今後、この図書館管理員というものを学校司書という形に切り替えていくことによって、学校の先生と学校司書と、また、子供たちが非常に連携を密にしながら取り組めるようなところを進めているところであって、そういった効果が進められれば、いわゆる教育的な効果、価値というのも高まってくるだろうと考えている。

岡田委員

3ページにまた戻らせていただくが、項目4の人権教育・道徳教育の推進のところである。事業成果のところ、(1)の下の方の辺りなのだが、年間6回研修会を開催して、中堅の先生方と初任者の先生方をはじめとして、人権教育の理解啓発に努めるということが書かれてある。今後の取組のところの上から3行目、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らうということが書いてある。

前回の性暴力の対策の話のところでも出てきたように、先生方の人権の意識というのはすごく大事だというのが浮き彫りにされてきたと考えているが、区内教員の必要性に応じた内容というのが具体的にどういうふうな内容なのかというのを教えていただきたい。

これは、性暴力のことはもちろんなのだが、それだけではなくて、子供の人権を尊重した教育活動というのが、常日頃、先生方はそういう人権意識を持ってやっていかなければならないと思うが、この必要性に応じたというのを具体的に教えていただければと思う。

教育指導課長

人権教育の推進ということで、ここで例示として書いてある人権教育研修会というのを年間6回開催したところである。この研修会の中では、人権を学ぶ意義であったりとか、様々な人権問題があるということ、また、練馬区の現状として、男女平等の意識、それから、配偶者等の暴力被害者、ハラスメントの問題であるとか、または外国人の人権問題、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題というのがあるということを学んだり、または、具体的に人権意識を高めるためにつながる道徳の授業を、小学校、中学校等を実際に見て、その取組について学んだりというようなことを研修会を通してやる場所である。

この人権教育の中では、先ほど委員のほうからお話があった、区としての課題というのが、やはり性加害、性暴力というところも一つあるが、先日の問題行動調査の中でもいじめの問題が多く挙がっていた。認知件数が広く多く挙がっていたということについては、積極的ないじめの認知をするということなのでそれはいい傾向であ

るとも捉えられるが、やはり問題の大きい深いいじめというのも実際に学校の中では発生しており、なかなか解決に結びつかないといったところもある。やはり、子供たちが自分を大切にすると同じように友達も大切にするとといった感覚、人権意識を育てていくというところは一つ大きな課題となると考えている。

仲山委員

8ページの⑨である。現在取り組んでいることの⑨の中に、A Iドリルを導入しているという記述があるが、どのような科目にA Iドリルを導入しているか、現状を教えてください。

教育施策課長

基本的にはデジタルドリルということであって、これに関しては、主要5教科をはじめ、使えるところに関してはこれを導入して有効活用すると。デジタルドリルに関しては、進捗状況に応じて振り返りの学習もできると考えていて、効果的な活用というのを目指して導入するというものである。

仲山委員

科目としては、全科目というわけではないのか。

教育施策課長

現時点では主要の5教科という形になっている。

仲山委員

ちなみに、今、デジタルドリルと言ったが、私の理解では、A Iドリルはイコールデジタルドリルではないのではないのか。A Iドリルのほうは、その人が取り組んだときに、この人ならば次にこれをやったほうがいいのかという、多分だが、それをA Iがやっているはずなので、まず、実際取り組んでいるのが本当にA Iドリルなのか。

教育指導課長

A Iドリルであることには間違いない。例えば、子供たちが実際にドリルをやって、その子供の不得意なところであると傾向といったものをある程度分析したものを子供に伝わるようになっていたりといった仕組みになっている。

仲山委員

それを主要5科目でやられているということか。

教育指導課長

委員のおっしゃるとおりである。

仲山委員

分かった。

岡田委員

また戻って恐縮なのだが、4ページの項目7についてである。子供たちの食育の推進ということなのだが、そこに事業成果があって、上から2行目に食育推進チームを全校に設置したということが書いてあるが、この食育推進チームというのは具体的にどうしているのかというのを教えていただきたい。コロナで黙食がずっと行われてきて、全校で今でも黙食をやっているところは少ないと思うが、給食を食べるときに楽しく友達とおしゃべりをしながら食べるというのもすごく大切で、そういうことを全部ひっくるめて、何か食育に関する課題を教えていただきたいながら、この推進チームの役割というのを教えていただきたい。よろしくお願いします。

保健給食課長

それぞれの学校で推進チームというものを設置して、これが複数、単独で栄養士だけとか、よく学校である給食主任とか、そういう方たちだけではなく、管理職含めてチームをつくっていただいて、その中で広範にわたって食育に資するようなことを考えていただくということである。まさにおっしゃるように、食事中のかつて黙食と言われていたような状況についても、この令和5年度から状況が変わってきているので、それに合わせて、例えば会話を楽しみながらというような食育の一面を実現していくであるとか、あるいは、実際に給食の材料について、皮むきの体験を行うとかということも、なかなかコロナ禍の時期にはできなかったもので、そのようなことなどをどのように進めていくかということを学校を挙げて進めていけるように考えていくというようなことをしている。

岡田委員

分かった。

仲山委員

12ページ、項目3、子供たちと向き合う時間の創出というところの事業成果という中に、部活動指導員という方と学校生活指導員という方という記述があるが、どういう仕事をされるのかということと、どういう資格を持っている人がやられているかということに関して教えていただけるだろうか。

教育振興部副参事

私のほうからは、部活動指導員について説明をさせていただく。部活動指導員については、教員に代わって部活動指導ができる方、その専門性を有する方、特段の資格、教員免許等は求めてはいないが、特に、放課後の活動や休日、土日などの活動においては、教員に代わって外部に子供を引率する権限を有しているといったところが特徴である。働き方改革の観点から、教員に代わって部活動指導をお願いしている方で

ある。

教育指導課長

学校生活支援員の職務内容等についてご説明をする。学校生活支援員の職務としては、授業中の子供たちの学習支援、または子供たちが教室を移動したり日常生活で介助が必要な場合のお子さんもいらっしゃる。また、特別な支援が必要なお子さん、教室から飛び出してしまったり、学習障害的なもので学習につまずきがある方とか、そういったお子さんの支援をするというような役割が主に学校生活支援としてはある。

資格としては3つほどあるが、1つは教員免許を持っている方、または保育士や介護福祉士、支援士資格をお持ちの方、またはその他、学校教育や障害者施策等に関する知識・経験を有する方、いずれかの要件を満たす方という方をお願いをしているところである。

岡田委員

5ページの項目9である。学校図書館を活用した学習・読書活動の充実というところなのだが、事業成果で、各学校における朝読書などの読書活動を推進しと書いてあるが、朝読書は子供の読書習慣をつける意味ですごく大事だと私の経験も踏まえて思う。しかし、朝読書をやる先生方の立場でいうと、子供が自分の読みたい本を持ってくるということが原則なのだが、持ってこない子供たちもいる中で、学級文庫や何かをつくって常日頃子供が本に触れられるようにするというのも担任の先生は考えなければならない。しかし、そういうふうにもできない状況もあったり、それから読みたい本がその中になかったり、私としては朝読書に対する支援というのがすごく必要かと思うが、その観点から、どのように取り組まれているかというのを、教えていただきたい。よろしくお願いします。

教育指導課長

朝読書の活動が子供たちの情緒的な側面を養うために非常に効果的であるというところは、今おっしゃったとおりかと思う。まずは、学校としては、学校図書館を活用していただくというところを一番の手だてとして取っている。先ほど申し上げた、学校図書館管理員が、日頃から学校図書館の整理整頓だけではなくて、季節や社会的な行事に合わせたブックコーナーを設けたりとか、あとはブックトークというような形で、子供たちにいろいろな本を紹介したりとか、そういった活動に取り組んでいる学校が多くある。日常的に読書に触れ合う機会を設けることで、学校図書館の本なども活用してもらえるように、それが朝読書のほうにもつないでいる、つながっているというような事例もよくあると伺っている。また、学級文庫という形で、学校の各クラスの中に、すぐにいろいろ取りやすい、読みやすいようにということで設置している学校もあるし、または、家庭から自分が読みたい本を持ち出すというようなところで工夫していることもある。

学務課長

私から追加で、1点、ご説明を差し上げられればと思う。各学校にある学校図書館の図書であるが、当然学校のほうで購入をしていく、充実に努めていくというような形になっている。そのために、教育委員会として各学校のほうに、図書購入費という費目で、学校図書以外のものには使えない予算を児童・生徒数の割合で配当をしている。そうしたところも活用していただきながら、各学校においては学校図書の内容の充実に努めていただいているというような状況がある。

岡田委員

今の図書購入費の件なのだが、学校規模と児童・生徒数によって違うかと思うが、大体1校当たり幾らぐらいになるのか。

学務課長

申し訳ない。今、細かい数字がないので後ほどご説明させていただきたい。ただ、今、委員おっしゃられたとおり、児童数等々に比例して配当している。そういうところで国が定めている学校図書標準、学級数に対してこれぐらいの冊数を学校として持っていなさいという基準があるので、そうした基準は各学校満たしているというような状況になっている。

仲山委員

22ページの2の②の真ん中あたりの事業成果のところ、上から3行目あたり、また、重大な事態に至りそうなケースについては所管警察につなげたということだが、これは実際には、大ざっぱでいいのだが、何件ぐらいこういうことが起きたかということと、その顛末はどうなったのかに関して教えていただきたい。

教育総務課長

所管の警察につなげた件数について、これは本当にその時々で違ってきていて、大体年間何件ぐらいということではないが、実際の話として、学校や保護者の方から、不審者に声をかけられたとか、残念な事案だが、蹴られたような話があったときに、ほぼすべからず警察とは連絡を取り合っている。

警察のほうとしては、そういう事案1件1件に毎回お巡りさんがついて回るとかパトロールするのはなかなか難しいものだから、交番の中で勤務の方への情報提供だとか、日常のパトカーが巡回するときに注意をしたりと、そういったものが日常的なのだが、例えば公園で複数回、声をかけられたり脅されたりみたいなのがあると、これはもう本当に警察のほうも場合によっては事件化するというところまで動いていただく。逮捕するかどうかは別として、その相手方に対して、注意であったり指導であったり、そういったところを警察につなげた上で、警察のほうで対応していただいている。もちろん、区のほうでできるパトロールとか民間警備というところも、並行して行っている。

森山委員

22ページなのだが、子供の見守り・安全講習会の実施等は爆発的に参加者が増えているようである。それだけ、地域の意識が、学校安全対策または見守り、そういったところの意識が高くなっているのだと思う。通学区域防犯カメラの設置だが、令和元年で止まっているようであるが、これは、もうこれで設置は終わったということなのだろうか。

教育総務課長

まず、子供の見守り・安全講習会の実施のほうである。

やはりコロナの影響があったものだから、4年、5年と少し落ち着いたところで数が爆発的に増えているというのが1点。あと、委員おっしゃっていただいたとおり、保護者の方の意識というものも当然のことながら高まっている。私どもとしても、できるだけ保護者、PTAの方にも訓練等に参加していただきたいということで、例えば、土曜日に講習会などを行ったり、体育館にお集まりいただいて、保護者の方が実際触れる機会はないかもしれないが、さすまたの取扱いの仕方とか、通学路において死角とか見えづらい場所、注意すべきポイントなどもご案内させていただいている。

次に、防犯カメラの件である。こちらについては、東京都の補助金を使って、区としては、ここに記載のとおり、年度で台数を増やして、現在、合計で391台ということである。通学路ということがあるのが一つと、カメラを設置する電柱等の場所が、ちょうどいい場所ということでないといつけられないので、一定程度ほぼほぼ満遍なく設置をした結果として391台ということである。これをまだもっともっと増やそうという現状ではなくて、大体これぐらいの台数で面的なカバーができている状況である。

岡田委員

18ページの2の家庭や地域と連携した教育の推進のことについて伺います。

18ページの項目1のところに、目標として、児童・生徒及び保護者等を対象に、家庭教育や子供の健全育成、安全等に関する学習や話合いの場や機会を充実すると書かれている。私は、これはすごく大切な目標だというふうに思うし、ぜひ進めていただきたいと思っているが、事業の成果のところ、1つが家庭への情報提供、2つ目が講演会の実施とある。

私の周りにいらっしゃる、困難な課題を抱えているご家庭の方の話とか状況だと、情報のアクセスはできるにしても、物理的に動くことができない。講演会に行くこともできないし、学校の保護者会に行くこともできない。つまり、ひとり親家庭なので、経済的な対策が第一なので、休めないわけである。そういう状況の中で、2番の講演会などにも行きたくても行けない状況があって、したがって、先ほど申し上げた、その話合いにも、普通の日程だと全く動きが取れないと思うが、そういう方たちがお話合いできる機会などもぜひつくっていただけるとありがたいと思う。講演会の実施だけではなくて、そこら辺の機会の設置というのをぜひお願いしたいと思うが、いか

がだろうか。

学校教育支援センター所長

子育て家庭に向けた講演会の中で話し合う場を作ってほしいというお話について、教育委員会としても、保護者同士で話し合う機会というのは非常に重要だと考えている。教育委員会で、年間を通して保護者の方向けに家庭教育に関する講演会を実施している。その中では、子供を伸ばす褒め方とか叱り方といったようなテーマで、参加された方にグループワークという形で対面で話し合いの場というものは現在設けている。

また、委員からお話のあったとおり、家からなかなか出にくい方に対してどのように情報提供を行っていくかについては、保護者の方からのご要望もあって、オンラインでそうした講演会についてライブで提供というような行いも現在進めているところである。オンラインで話し合いということは、技術的な課題はあるが、ほかの保護者の方とお話し合いができるようなことはできないかという点について、今後、検討してまいりたい。

岡田委員

講演会の中で、グループワークでお話し合いをしていただくというのももちろん大切だと思うし、ぜひやっていただきたいが、問題は、そこにも行けない保護者の方の存在があって、なかなか時間的にもそのオンラインの会議も参加できない。こういう小中学生のお母さんたちが抱えている問題を、話を聞ける機会というのが必要かなとお話を聞くたびに思う。何とかできないのかとも思うが、いかがだろうか。

学校教育支援センター所長

対面でのそうした場に出にくい方々への対応について、学校教育支援センターにおいても様々な検討を進めているところである。まず、LINEでそうした周知を行っていて、LINEを通じて直接保護者の方々に、そうした講演会の情報について伝えるような取組を現在行っている。また、オンラインでの情報提供について今後も充実を進めてまいりたいと考えている。

仲山委員

26ページ、27ページなのだが、不登校児童・生徒への学習機会の充実ということで、いろいろな施策で学習機会を提供していると思う。しかし、まだこれらの方式に全く参加してない、参加できてない不登校の方もいると思うが、その手が届いていない子供たちがどうしているかという、そういう状況はどの程度把握されているのだろうか。

教育振興部副参事

ただいま委員のお話にもあったとおり、不登校児童・生徒の中には、まだ具体的な学習活動につながっていない方もいらっしゃるということは認識している。ただ、そ

の具体的な数については十分に把握できていないところである。子供たちの不登校の現状においては、家庭から出てきづらいお子さんもいらっしゃるが、学校の別室には何とか登校できるという状態のお子様、一方では、適応指導教室に通うなりして具体的な学習活動を進めることができているお子さんなど、様々な様子がある。ご指摘のとおり、この中で学習活動につながっていない方などについては、子供たちの状況に応じながら、例えば、別室には来られているが、学習の話題となると少し積極的にはなれないという方などにおいては、まずはきちんと居場所に滞在できるということを大切にしながら、今後のことを見据えて学習のことや進路のことなどについても指導・支援を進めてまいりたいと考えている。

仲山委員

よろしくお願いします。

教育長

こういった適応指導教室とかフリースクール、それから別室登校、そういったものがされてない人というのは、基本的に学校のほうから状況を確認するようなコンタクトというかアプローチはされているということではないか。

教育振興部副参事

それぞれの子供たちやご家庭のご意向によって、その連絡を取る頻度などについては、差があるが、私ども、学校に常にお伝えしているところとしては、そうした連絡がない、状況が分からないということのないように、できるだけ定期的にかつ継続的にやり取りを持ち、状況把握に努めていただくようお願いをしている。

教育長

令和3年と4年で不登校の実態調査をして、それは以前、不登校だった人に対して当時の状況を聞くという調査をしたが、答えで結構多かったのが、そのときはもうそっとしてほしかった、学校からの連絡もしないでほしかったというようなことを振り返って回答されている方が結構いらっしゃったので、やはりそういう時期というのは皆さん、多かれ少なかれあるのかなとは認識はしている。

小林委員

それは保護者の方も含めてのご意見か、児童本人だけか。

教育長

保護者と児童に対してアンケートを実施した。保護者としては、ほっといてほしいということはないと思うが、子供がそういう意識だったら、なかなか無理強いはいできない、ということかなと思う。

ほかにいかがだろうか。

小林委員

今の不登校に関してなのだが、この主な取組の居場所支援事業というのは、いわゆる今お話にあった適応教室だったり、別室登校だったり、ほかにあとは児童館とかそういうのも含まれたりするのか、何かあれば教えてほしい。

学校教育支援センター所長

不登校のお子さんで、なかなか外出がしにくくて家庭にいるお子さんが中にはいらっしゃる。そうした学校になかなか出にくいようなお子さんに関しては、スクールソーシャルワーカーが直接家庭訪問をして支援を行っているようなケースがある。そうした関わりを持っているお子さん方については、家庭訪問のご家庭以外にお子さんを、まず外出支援をする第一歩ということで、そのご家庭の近所にある児童館とか地域集会所、そして地域の施設を使って、そこで会って一緒に勉強しようかというような声かけなどさせていただいて、児童館、そうした地域の施設のほうに外出して支援を行っている。

岡田委員

児童館はとてもよくやっていたというお話も聞くが、スクールソーシャルワーカーの方がそのご家庭に行って、児童館のことを紹介するというのももちろんあるわけである。それでもなお児童館に行けない子もいるわけだが、学校に行けず、児童館に行けず、どこにも行けないひきこもりの子というのは大体何%ぐらいいるかというのは、お分かりだろうか。

学校教育支援センター所長

統計的な数字は持っていないが、不登校のお子さんの中には外出ができない、ずっとご家庭にいらっしゃるお子さんがいるということは把握をしている。そうしたお子さんに関しては、まず、所属している学校の担任の先生を中心とした働きかけを行っている。また、担任の先生の働きかけだけではなかなか、学校だけでの対応では難しいようなお子さんに関しては、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカーに対応についてご相談、依頼をしていただいて、スクールソーシャルワーカーが個別に家庭訪問等を行って、児童館等のそうした施設のほうにつなげる、そういった対応を行っている。

岡田委員

そうすると、スクールソーシャルワーカーの方がそこら辺の情報をお持ちだということなので、今度はスクールソーシャルワーカーの方の情報を集めたものを教えていただけるとありがたい。つまり、学校に行っている子、学校から頑張って別室登校をやっている子とか、児童館に行っている子、また、もう完全に引き籠もった子、これは非常に難しい調査なので、全部お分かりになるかどうかというのは大変難しいと思うが、分かる範囲で結構なのだが。

というのは、この間、ある学校の学校評議員の方とお話して、1学期に比べて2学期の不登校の数が倍増したとかというお話があって、この間の文科省の発表の調査でもすごく増えている、今現在でも、もうすごい勢いで何か増えているようなことを評議員の方はおっしゃっていたわけである。

先ほどこでもお話があったように、担任の働きかけを嫌がるご家庭が当然あるわけで、学校からの電話もかかってくるだけで、保護者の方が、ストレスに感じて、つらい思いをしているという。それから、学校のほうも電話をかけていいのか、家庭訪問していいのか、それともほっておいたほうがいいのかといういろいろな悩みがあるわけで、スクールソーシャルワーカーの方はそういう中で非常によく頑張っているというのが私の印象なのだが、やはりスクールソーシャルワーカーの方の情報を把握しておくというのもすごく大事なことがあると思うが、そういう観点からお願いをしたが、分かる範囲で結構なので、教えていただければありがたい。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーカーのほうで、支援について、個別の家庭訪問だけではなく、学校訪問を定期的にしていて、学校内でそうしたお子さんたちの情報を把握して、対応について助言等を行っていて、そうした中で、様々なスクールソーシャルワーカーが持っている支援の情報だったり、地域資源の情報提供なんかをさせていただいている。現在どのような対応をしているのかについて、また、改めて委員のほうにご紹介をさせていただきたい。

仲山委員

28ページの一番上、今後の取組という中に、これは令和6年度からということだが、メタバース空間を利用した支援を施行するということが、現在この試行は始まっているのだろうか。

学校教育支援センター所長

こちらに記載してあるとおり、メタバースについて、石神井台の適応指導教室のほうで試行を始めているところである。10月に石神井台のほうに登録しているお子さんと、なかなか登室ができていない、登室しにくいお子さんを対象に、こうしたオンライン上で様々な学習支援とか体験学習とか、そうしたものができるといようなご案内の周知をさせていただいていたところである。今月、体験会を始めて、その体験会には何名か、オンライン上に参加していただいている。そのような取組を現在行っている。

仲山委員

分かった。まだその成果というか、その反響というようなものは現時点では出ていないだろうか。

学校教育支援センター所長

まさに先週、そのぐらいの時期に体験会を実施した。今後の予定としては、今月いっぱい体験会を続けて、年末近くに、今回ご参加いただいた保護者、それからお子さんにそれぞれに今回使ってみた感想というものをお聞きして、今後の展開の参考にさせていただきたいと考えているところである。

小林委員

23ページの地域を活用した教育活動の推進のところ、地域未来塾がすごく、数値的に今設置している学校が多いということで、すごくありがたいと思う限りなのだが、ほかの学校がどうか分からないが、うちの子供の通う学校だと近所の農家さんというか、もともとお子さんが学校に通っているときにPTAとかにも尽力していただいた方々が中心となってやっていただいているが、そういう意味でも、もちろん近所の知り合いのお父さん、お母さんが少し勉強を見てくれるという意味では、学校の先生方は近寄り難くてもここならと思って行ってくれる子もいるのではないかなと思う。この地域未来塾は学校ごとに開いているのか。例えば、兄弟、知り合い関係で、小学校と中学校で少しこの場所を移動して参加とかというのは考えていたりするのか。いわゆるお兄ちゃんと一緒に行く、または何々ちゃんと一緒にいったら行く、だから隣の小学校だったら行ける、または隣の中学校だったら行けるみたいなところというのは考えているか。

教育指導課長

今、委員からお話が合った地域未来塾であるが、年々実施校が、少しずつであるが、確実に増えている状況があり、令和5年度は83ということで、かなりの普及率を示している。今、委員からお話をいただいた視点というのは、新たな視点と捉えている。学校で実際に兄弟で受け入れているところがあるのかどうかということも含めてちょっと確認をさせていただきつつ、そういった可能性については今後、模索していきたいと考えている。

仲山委員

32ページの項目2、外国人児童・生徒とその家庭への支援というところである。現在、実際に、就学していない、本来は就学していなければならない人で就学していない外国人の方というのはどのくらいいるのだろうか。

学務課長

入学の確認の通知というものを外国籍のご家庭にお送りしている。その中で、例えば、うちの子はインターナショナルスクールに通っているであるとか、地元の母国の学校とオンラインでつながっているとか、そういうようなことで一定程度の方は返していただいているが、その確認通知に何の反応もない、返さないというような方については、それ以上、教育委員会でも確認のしようがないというところで、そうした意味での就学先不明者ということであれば、令和6年の3月時点であるが、39名の

方々が、その確認通知に対して何の反応もなかった方というような形になっている。

仲山委員

もう1点、関連してなのだが、日本語指導について、相当の時間を費やして日本語指導がされているということで、だが、その指導を行ってもやっぱりなかなか授業を聞くのが難しいという、そういう児童・生徒の方はいるのかということと、もしそういう方がいたら、最後まで支援はされているのではないかと思うが、その辺りの状況を教えていただきたい。

教育指導課長

小学校においては80時間、中学校においては120時間という講師の派遣時数というのを規定しているところである。実際にフルで80時間なり120時間を使っている児童・生徒さんというのは、小学校では18%程度、中学校では14%、それ以外のお子さんはそれより前に学習が終わっているというような状況にある。

ただ、その上限を超えてというところは現状ではちょっと難しいところではあるが、そういった支援の在り方について今後また加えて検討していきたいと思っている。さらに、その日本語指導の在り方というのは、日本語指導講師だけではなくて、例えば日本語学級であるとか、また、指導、特別なそういう加配教員をつけるとか、様々な方策が考えられるので、今後そういったところも含めて検討をしていきたいと考えているところである。

教育長

評価されるに当たって、不明点などがまた出てくると思うので、そのときは個別にお問合せいただければ、担当のほうからご説明はさせていただくので、よろしく願います。

それを踏まえて、もしこの場で何かあれば伺いますが、いかがでしょうか。

岡田委員

どこの項目でお話をさせていただこうかとちょっと悩んでいたが、PTAの組織がだんだんだんだん小規模化していく中で、小学校の集団登校に参加しない児童が増えてきている。それがPTAの小規模化とどうつながるのかというのはよく分からないところもあるが、実態としては、集団登校に参加しない児童が増えてきて、その背景には、ひとり親家庭で、親が早く勤務先に行ってしまう、1人残った子供が集団登校にも行かず、どこに行く当てもなく、早めに学校に行ってしまった、家の中でずっと引き籠もっていたり、そういう話を最近あちらこちらで聞くようになった。どうしても放課後の居場所という観点で話はよく進んで、そういう面ではとてもよくやっていただいていると思うが、また何か新しい朝の子供の居場所のようなものも必要になってくるような感じも私としては持っている。いろいろな地域の方の活動の話を聞くと、そういうご家庭に民生委員さんたちが子供を迎えに行って登校させていくと。集団登校できないので。個別にそういう働きをやられているという話も

聞いたりして、そういう子供たちやご家庭の支援というのが必要なのかなと。それがどの程度の割合でそういう子供たちがいるかというのは全く分からないが、そういう話を最近あちらこちらで聞くことが多いものだから、お話をさせていただいた。

教育総務課長

今、岡田委員からお話あったとおりのところについては、昨今、非常に新聞報道等でも、朝の居場所とか登校時間がというところ、課題として挙げられているのかなという認識である。また一方で、他自治体で、子供たちに早く登校してもいいというような形で学校で迎え入れるというところもあるわけなのだが、これも従前からお話あったが、その分、先生方が早く出勤しなければならないということであったり、校庭で少し遊んでいてほしいと言ったとしても、事故等があれば当然その責任者は誰なんだというところがある。いろいろ集団登校のお話も伺っている中で、聞いているところでは、例えばPTAの方々や、PTAに限らず、集団登校の当番をつくることも難しくなるとか、各学校それぞれ地域、地域で事情が違ってくるかというところがある。特に最近、顕著になってきた課題の一つと私たちもちょっと受け止めていかなければならないというようなのが現状の認識というところだろうか。

教育長

取りあえずこの場はよろしいだろうか。

では、こちらについては、次回以降も審議継続とさせていただく。よろしくお願いします。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

続いて、ほかの継続審議中の案件1件については、事務局から、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続といたしたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

① その他

教育長

教育長報告については、本日は予定している案件はない。

委員から、その他について何かあるだろうか。
仲山委員。

仲山委員

最近ニュースになっているが、性暴力のことで、学校内で生徒同士の盗撮が起きて、それが問題になっているということで、まさにこの間の性暴力防止のプログラムと関係することだと思う。まだそのプログラムが動いていないので、今、社会が、学校がそういったことが起きているということに関して、何か働きかけをされているかどうかということについてお伺いしたい。

教育指導課長

生徒同士、児童同士のそういった性に関するトラブルであるが、実際に幾つか起きているということを伺っている。子供たちには、何が性加害で性被害なのかという、そのものを理解してないというケースもたくさんある。中学校の保健の学習の中では、いわゆるデートDVのような、好きな相手から求められたことに対してそのまま応えてしまうということも、実はこれは性被害なのであるということについて学んだり、あとは、そういった訴えも含めて相談ができるということを生活アンケートなどで実施したりしながら、そういった被害がないように、もし被害があった場合にはできる限り防いでいけるように考えるところである。

また、今後作成を進めていく教育プログラムの中には、そういった、教職員からの性暴力ということだけではなくて、当然、子供同士の問題、または教師、子供以外からの性被害ということも含めて子供たちが学べるような、そういった内容を盛り込んでいけるように考えている。そういったことで、ぜひ万全を尽くしていきたいと考えている。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかよろしいだろうか。
事務局からその他の報告事項はあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。
以上である。

教育長

以上で第21回教育委員会定例会を終了する。